

【商品概要説明書】

通知預金

(平成28年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・個人および法人
3. 期間	・この預金は、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・当行の口座開設店窓口で預入ができます。 ・50,000円以上、1円単位
5. 払戻方法	・当行の口座開設店窓口で、据置期間経過後に元金と利息を払戻します。 ・預入明細1件ごとに払戻します。(預入明細1件の一部金額の払戻はできません。) ・払戻日の2日前までに、払戻する日を当行に通知する必要があります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) ・元金の払戻時に一括して支払います。 ・預入明細1件毎に、付利単位を1,000円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・個人は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 法人は、総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	——
9. 預金保険の適用	・適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	——
11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	・やむを得ず据置期間中に払戻す場合は、払戻日における普通預金利率を適用します。 ・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合には、その最終日の翌営業日から払戻しができるようになります。
12. 想定されるリスク	——

13. その他参考となる事項	—
14. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談窓口 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. ip ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）